

第195回
沖縄地方交通審議会
船員部会 議事録

令和7年3月19日（水）

沖縄総合事務局

第195回沖縄地方交通審議会船員部会

日 時 令和7年3月19日（水）11時00分
場 所 沖縄総合事務局2階「共用会議室D・E」

出席者：

公益委員 上原委員、赤嶺委員、豊川委員、大城委員
労働者委員 柴田委員、大城委員
使用者委員 角委員、亀谷委員

沖縄総合事務局 野原船舶船員課長、
宜名真海事振興・防災危機管理調整官、
宜保課長補佐、
金城係員

議事次第

○開 会

○議 事

1. 第194回船員部会の議事録承認について
2. 管内の雇用状況について
3. 意見交換

○閉 会

（配付資料）

- 資料1. 第194回船員部会の議事録（案）
資料2. 船員職業紹介実績等一覧表（令和7年2月分）
資料3. 船員の特定最低賃金の改正決定に関する官報公示
資料4. 船員の特定最低賃金の改正決定に関するプレスリリース資料
資料5. 漁業（かつお・まぐろ）の最低賃金改正のお知らせ
資料6. 令和7年度 船員部会開催予定表

上原部会長

定刻でございますので、第195回船員部会を始めさせていただきます。本日の委員の出席状況と配付資料の確認を事務局よりお願いします。

事務局（金城）

本日は、公益委員4名、労働者委員2名、使用者委員2名が出席されており、船員部会運営規則第9条の規定による定足数を満たし、本部会が有効に成立していることをご報告いたします。

続きまして配付資料の確認をさせていただきます。

（配付資料の確認）

上原部会長

それでは、まず初めに、前回、第194回の議事録の承認を諮りたいと思いますが、お手元の議事録案をご確認いただき、何かご質問はございますか。

原案のとおり承認してよろしいですか。

～ 各委員より「はい」の声 ～

上原部会長

異議がありませんので、承認されたものといたします。

続いて、議事の2「管内の雇用状況」について、事務局から説明をお願いいたします。質問は最後に受け付けたいと思います。

事務局（宜保補佐）

令和7年2月分の管内雇用状況等の概要についてご報告いたします。

●求人状況について

新規求人件数は4件でした。

新規求人における内訳としては、

砂利運搬船に係る県内事業者1社より、航海士1名、

漁業調査船に係る県内事業者1社より、機関員2名、

旅客船に係る県内事業者1社より、機関士1名となっております。

前月に比べ4件増加、また、前年同月に比べ2件増加となっております。

月間有効求人件数は21件でした。

前月に比べ2件増加、また、前年同月に比べ16件減少となっております。

月間有効求人件数の内訳は、商船等19件、漁船2件となっております。

月末未済求人数は 21 件でした。

● 求職状況について

新規求職数は 6 名でした。

前月に比べ 2 名増加、また、前年同月に比べて 2 名減少となっております。

新規求職数の内訳は、商船等 4 名、漁船 2 名となっております。

● 新規求職した者の退職理由又は求職理由別内訳について

2 月の新規求職者 6 名の退職理由は、自己都合が 4 名、海上勤務中の転職希望が 2 名となっております。

新規求職した者が所属していた会社所在地は、管内が 5 名、管外が 1 名となっております。

● 求職状況について

月間有効求職数は 15 名でした。

前月に比べ 4 名増加、また、前年同月に比べて 4 名減少となっております。

月間有効求職数の内訳は、商船等 11 名、漁船 4 名となっております。

月末未済求職数は 11 名でした。

● 成立状況について

2 月の成立は 1 件でした。

● 求人倍率について

2 月の月間有効求人倍率は、1.40 倍でした。

前月に比べ 0.33 ポイント減少、前年同月に比べ 0.55 ポイント減少となっております。

● 失業等給付支給内訳について

基本手当受給者実人員は 0 名、支給延べ件数は 0 件です。

高年齢求職者給付金の支給で、商船等 1 件で 353,250 円
総支給額は 353,250 円でした。

以上、令和 7 年 2 月分の管内雇用等状況の概要の説明を終わります。

上原部会長

ありがとうございます。ただいまの事務局からの説明につきまして、

何かご質問などはございますか。

豊川委員

よろしいでしょうか。6ページのグラフを拝見していると、青色のラインの月間有効求人数が昨年度の12月からこの2年ぐらいのトレンドが少し変わって、14くらい落ちた形でそのまま推移をしている感じですが、この過去の二、三年と、これからは少し変わりそうな傾向なのか、このぐらいの水準になりそうなのか、もしくはここで何か理由があったのか教えていただけますでしょうか。

事務局（金城）

この12月から一気に減少している理由としましては、このタイミングで求人の期限切れに伴って求人を出し直さなかつた事業者でしたり、また自社努力で船員を確保できたということで求人を取り下げたという事業者が複数いたことで、減少となっております。

豊川委員

求人に期限切れというのがあるのですか。

事務局（金城）

そうですね。基本的には、受付した日から起算して翌月末までが期限となりますので、大体2か月ほどが期限となっています。

豊川委員

そうすると、過去2年でも同じように2か月ぐらいのターンオーバーでやっているということでしょうか。

事務局（金城）

そうですね。出し直してというところだったんですけど。

豊川委員

ここで急に出さなくなったのは不思議ですね。

事務局（金城）

恐らく今話させていただいた自社努力で船員確保できたからっていうところも理由としてあるのかなと思います。

豊川委員

分かりました、ありがとうございます。

上原部会長

ありがとうございます。ほかに何かございますか。

亀谷委員

すみません。資料2ページ上段の新規求職者数の漁船のところが3だと思いますが2になっていますが間違っていませんか。その他の1が右端に入っていますが、それが入れば3になって合計は7になるとと思います。

事務局（金城）

恐らく数値のミスかと思うので、すみません。こちらは修正します。

上原部会長

ご指摘ありがとうございます。その他ございますか。特にないようですが、議事3の「意見交換」に移りたいと思います。何かご意見などございますか。

柴田委員

よろしいでしょうか。最近ちょっと入ってきた話ですけども、今、国土交通省が北海道で発電所の建設をするようとして、これに関連してだと思われますが、日本の海運業で一番大事なカボタージュの規制緩和に向けて、パブリックコメントの募集を国土交通省でやっています。そもそも内航海運業界も基本的にカボタージュあってこそだと僕は思っていますし、旅客船もそうですし、どんな事業であっても、どこの国であっても、このカボタージュ堅持というのを守られてきた伝統ある制度だと思っているので、それをこの事業に対してなのか、全般的になのかどうか、いろんな見方があると思いますが、基本的に海員組合のほうは絶対反対だという気持ちで僕も見ていますし、このパブリックコメントにもコメントを残そうかなと思っています。その進捗も含めて総合事務局でも、他地域のことかもしれません、例えば沖縄も以前カボタージュの特例を認めるといったところで一悶着も二悶着もいろいろやった経緯もありますし、そういったことはこの船員部会の中でもしっかり発信しながら、そして公益委員の皆様方からもいろんな意見を聞きながら進めていってほしいと思います。

上原部会長

ありがとうございます。こういったことは、新聞等で報道されているのですか。

柴田委員

一般的新聞に報道されることはほとんどないです。業界紙には載ったりしますし、国交省の中央の船員部会ではこういう議論から話が出たりしますが、地方ではなかなか。各運輸局には情報が下りてくるのがちょっと遅かったりなどと事情があるのでしょうが、大事な話なのでこういうことは地方、中央関係なく、こういった船員部会の中でちゃんと話はするべきじゃないかなというふうには思いますけどね。

上原部会長

勉強のために教えてほしいのですが、カボタージュ規制が緩和されると大きく困ることとは具体的に何でしょうか。

柴田委員

まず、外国船籍で国内間輸送を簡単に認めるということになるんですね。そうすると、例えば色々な離島航路で琉球海運さんが沖縄県民の物資を運んでいるじゃないですか。それをよその外国の企業が安い労働力、安い単価で物を運び出すことができるようになるんです。それは、市場で見ると競争原理が働いて安く提供できたり、消費者にとってはいいこともあるかもしれないですが、基本的に自国間の輸送っていうものを国内の事業者でやっていくというときに、例えば地震や災害が起こったときに、外国の事業者は手を引いていくんです。そこをライバル企業が走っていればいいのですが、例えば何かの競争力に負けて国内の事業者が撤退してしまったとなると、外国の企業がずっと独占航路でやる可能性もあるんです。そういうときに非常事態に対応しにくいと。実際東日本の大震災のときは、外国船籍は全部日本から逃げて行きましたからね。それで、輸送の物資なんかも全部自国の事業者で運ぶと。例えば離島航路を久米商船さんは久米商船という会社で日本国籍で走っていますが、ここをパナマ籍等の外国船が走ることになるわけです。その船に関しては基本的に国内法が及ばないので、色々なところで問題が起こることも考えられます。国内からの輸送というのは、船籍は自国のところでやりましょうというのがカボタージュの基本的なルールで、どこの国もやっている制度です。それを今回北海道で大きな事業があって、輸送するのに国内の船だけでは対応できないとか、そういう問題があってこんな話になっているとは聞いていますが、そうであったとしても、国がカボタージュ制度掲げているのですから、こういう事業をやるにあたっては国がしっかりバックアップして、船がないのであれば船を造ればいいと思うし、そういう対応はしなきゃいけないのかなと個人的には思っているところです。4月にはパブコメは終わっていますが、せっかくの機会なので次回の

船員部会でカボタージュに関して総合事務局から資料出してください。少し前に沖縄のほうでも特例を認めたという話もありますので。

上原部会長

よく分かりました。ありがとうございます。

角委員

カボタージュっていうものは何なのか、船籍はどうなのか、船員はどうなのか、分かりやすく仕上げていただけるとありがたいです。結局、日本船籍にしてあれば乗組員が外国人であってもいいわけですね。そういうったところを分かりやすく資料にするといいのではと。

柴田委員

カボタージュの話になると、よくカボタージュ制度と乗組員が外国人なのかという話はよく混同されますが、カボタージュというのは、国内間輸送をする船の船籍はしっかり日本のものじゃないといけないというもので、船員の話は昔、労働者は基本的に日本人でないとだめで船員は外国人を認めないと閣議決定で決められたもの。混同しやすいですが、その辺も含めて角委員がおっしゃるようにこの船員部会で話してもいいかと思います。マルシップはまた違いますしね。マルシップは外国籍船を一旦チャーターバックしているので外国人が乗れたりだとか、日本の国内でマグロを捕ったりできると。本来は、カボタージュ制度もあるので外国人を乗せられない形にはなっていますが、マルシップはマルシップという船を使ってやっているというのもあるので。この辺もぜひよければまた今度お話できればと。

上原部会長

ありがとうございます。その他何かご意見などございますか。特にないようであれば、次に事務局より資料の説明をお願いいたします。

事務局（宜保補佐）

令和6年度船員の特定最低賃金改正の関連資料について説明をさせていただきます。資料3をご覧ください。船員の特定最低賃金の改正決定に関する官報公示について説明いたします。2月28日の官報におきまして、沖縄総合事務局の改正決定に関する官報公示をおこないました。当局の公示は赤枠内となります。答申で頂いた内容などに変更はなく内航及び旅客の職員・部員ともに一律、9000円の引き上げとなっております。最低賃金法第19条に基づき公示日から30日間経過後の3月30日から、効力が発生いたします。

次に資料4をご覧ください。こちらはプレスリリース資料になります。当局におきましては公示日に合せて関係各所に周知を行うべく、沖縄総合事務局のホームページ、SNS及び広報誌への掲載、沖縄地方内航海運組合、沖縄旅客船協会、適用事業者への通知、及びプレスリリースによる周知を行いました。また、管内の船員法適用の内航及び旅客の船舶所有者に対して最低賃金の改正に関するプレスリリースを郵送し通知しました。プレスリリースについては、沖縄タイムスの記者から電話による取材があり、3月2日の新聞に取り上げて頂きました。

次に、資料5をご覧ください。こちらは「漁業（かつお・まぐろ）の最低賃金改正のお知らせ」になります。かつお・まぐろ漁業の最低賃金改正の発効が3月12日となることから、船員法が適用される、まぐろ漁業の船舶所有者に対して最低賃金の改正に関するお知らせを郵送し通知しました。今後はいか釣り漁業も最低賃金が発効される予定であることから、発効日がわかり次第、沖縄総合事務局のホームページ等で掲載し周知する予定でございます。今のところ、最低賃金の改正に係るご質問などは沖縄県交通政策課、まぐろ漁業の船舶所有者からありました。引き続き、いか釣り業を含め、最低賃金の改正について周知を行いたいと考えております。

最後となりますが、部会長をはじめ、委員の皆様におかれましては8月の諮問から改正決定までの約8か月間、多大なご協力とご意見等をいただきまして、ありがとうございました。

私の至らない点もあったと思いますが、最低賃金の改正決定に至ることができました。この場をお借りして御礼を申し上げます。

上原部会長

ありがとうございます。ただいまの報告につきまして、何か質問等はございますか。特になければ事務局より今後のスケジュールについてご報告お願ひいたします。

事務局（金城）

資料6の令和7年度の船員部会開催予定表をご覧ください。今年度と同様に毎月第3木曜日の11時で作成しておりますが、人数が集まらない場合や、最低賃金の諮問の状況に応じて、柔軟に日程調整しよろしくお願いします。

併せて、次回の船員部会についてお知らせします。4月の船員部会は、4月17日（木）に当局2階共用会議室Cで11：00より開催します。後日、改めて案内の文書をメールで送付いたします。出席できない場合は、事前に事務局まで御連絡ください。

また、今回の議事録案は後日、メールで照会させていただきますの

で、よろしくお願ひいたします。

上原部会長

それでは、以上をもちまして本日の船員部会を終了します。